

愛媛大学図書館図書管理要項

平成16年4月1日
附属図書館長決裁

(目的)

第1条 この要項は、愛媛大学（以下「本学」という。）に所蔵する図書の管理に関する基本的事項を定め、図書の適切な管理を行い、教育、研究、学習活動等の発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 図書 教育、研究、学習等に必要資料として、図書館が受入整理し、利用に供するものをいう。
- (2) 管理 図書の登録、整理、保管、利用、点検、除籍、廃棄等を行うことをいう。

(管理責任者)

第3条 図書の管理に関する責任者は館長とする。

(固定資産計上基準)

第4条 図書は、次の各号に掲げるものを除き、国立大学法人愛媛大会計規則第31条に規定する固定資産に計上するものとする。

- (1) 使用予定期間が1年未満である図書
- (2) 事務用図書

2 前項各号の認定は、館長が行う。

(取得価額)

第5条 図書の取得価額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 購入した図書は、購入価額
- (2) 受贈図書は、価額のあるものはその価額、価額のないものは別に定める評価額
- (3) 合冊製本した図書は、製本費
- (4) 自館製作によるものは、製作価額
- (5) 古書は、時価評価額

(登録)

第6条 第4条第1項により固定資産として計上する図書は、資料番号を付して登録するものとし、且つ図書台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管しなければならない。

2 逐次刊行物を製本した場合には、前項に準ずる。

(整理)

第7条 前条により登録した図書は、所定の方法により整理するものとする。

(保管)

第8条 整理が終わった図書は、所定の場所に保管する。ただし、利用中の図書については、利用者が管理の責任を負う。

(利用)

第9条 図書の利用は、別に定める愛媛大学図書館利用規程による。

(蔵書点検)

第10条 図書の蔵書点検は、定期的に行う。

(除籍)

第11条 第4条第1項の図書のうち、次の各号の一に該当する場合は、除籍することができる。なお、図書を除籍するときは、除籍図書リスト、及び別に定める申請書などにより、図書館委員会で審議し、館長が決定する。

- (1) 紛失図書(所在不明となって3年以上を経過したもの)
- (2) 破損、汚損、摩耗等が甚だしく、補修不能な図書又は修理に要する費用が該当図書の購入より高価である図書
- (3) 必要冊数以上の重複図書
- (4) 他の大学等での研究・教育の継続のため譲渡する図書
- (5) その他館長が保存の必要がないと認めた図書

2 前項第1号における所在不明の起算日は、蔵書点検結果又は届出等により、所在不明の事実が館長に報告された日の翌日とする。ただし、職員の退職に起因する蔵書点検による所在不明の起算日は、当該退職日の翌日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、科学研究費補助金等で取得した図書の返還に伴う除籍については、別に定めるところによる。

(廃棄等)

第12条 前条により除籍した図書については、館長の決裁を得て、廃棄、譲渡又は売却する。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、図書の管理に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年7月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年11月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。